

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―四―三一

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 115 (略)	1 115 (略)
116 規則九―九九は、廃止する。 (令和六年十二月二十五日施行)	(新設)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。